

監獄

第四百八十三

監獄ノ敷地及建物

十二月末調

監獄	監獄ノ敷地及建物		
	敷地	坪數	分區
廣島縣監獄署	○	一六八〇	○
尾道監獄支署	×	一〇〇〇	×
三次監獄支署	×	一〇〇〇	×
合計	○	二六八〇	○

監獄

二六〇

監獄	監獄ノ敷地及建物		
	敷地	坪數	分區
廣島縣監獄署	○	一六八〇	○
尾道監獄支署	×	一〇〇〇	×
三次監獄支署	×	一〇〇〇	×
合計	○	二六八〇	○

第四百八十四

監獄官吏

十二月三十一日現在

監獄	監獄官吏		
	典獄	書記	看守長
廣島縣監獄署	○	○	○
尾道監獄支署	×	×	×
三次監獄支署	×	×	×
合計	○	○	○

類別	性別	月	刑罰の種類										計	
			禁獄	禁獄	禁獄	禁獄	禁獄	禁獄	禁獄	禁獄	禁獄	禁獄		
初犯以上	男女	一月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
再犯	男女	二月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計	男女	三月	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	男女	四月	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	男女	五月	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	男女	六月	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	男女	七月	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	男女	八月	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	男女	九月	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	男女	十月	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	男女	十一月	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	男女	十二月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

監獄

類別	性別	月	刑罰の種類				計
			無期	有期	無期	有期	
被告	男女	一月	1	1	1	1	1
利事	男女	二月	2	2	2	2	2
利事	男女	三月	3	3	3	3	3
利事	男女	四月	4	4	4	4	4
利事	男女	五月	5	5	5	5	5
利事	男女	六月	6	6	6	6	6
利事	男女	七月	7	7	7	7	7
利事	男女	八月	8	8	8	8	8
利事	男女	九月	9	9	9	9	9
利事	男女	十月	10	10	10	10	10
利事	男女	十一月	11	11	11	11	11
利事	男女	十二月	12	12	12	12	12

在監月末現在人員

年	月	人員
二十九年	一月	1
二十九年	二月	2
二十九年	三月	3
二十九年	四月	4
二十九年	五月	5
二十九年	六月	6
二十九年	七月	7
二十九年	八月	8
二十九年	九月	9
二十九年	十月	10
二十九年	十一月	11
二十九年	十二月	12

×印ハ事務者△印ハ嘱托○印ハ通辨等印ハ獄醫ナリ



總計	合計	諸條例諸規則違反	諸府縣ヨリ發シタル命令違反并ニ地方違警罪	利法違警罪		財產ニ對スル罪		身體ニ關スル罪		官吏濫職ノ罪		風俗ヲ害スル罪		健康ヲ害スル罪		信用ヲ害スル罪		靜謐ヲ害スル罪	
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234

第百九十九 囚人ノ出入

前年ヨリ感員	新受刑者	主刑ヲ終ヘ付加罰金	換刑	他再入	入		出		年未現員
					計	特別	計	特別	
1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234

第百九十 新受刑囚人ノ罪名及職業	
姓名	職業
1,234	農業
1,234	商業
1,234	工業
1,234	勞働者
1,234	無職業
1,234	計



第百九十三		新受刑囚人ノ罪名及年齢	
罪名	性	年齢	人数
誹謗ヲ害スル罪	男	未十六年	一
信用ヲ害スル罪	男	未十六年	一
健康ヲ害スル罪	男	未十六年	一
風俗ヲ害スル罪	男	未十六年	一
官吏濫職ノ罪	男	未十六年	一
身体ニ關スル罪	男	未十六年	一
財產ニ對スル罪	男	未十六年	一
刑法ニ對スル罪	男	未十六年	一
陸海軍刑法	男	未十六年	一
計			八

第百九十四		監獄	
罪名	性	人数	計
神道	男	三	三
天台宗	男	一	一
禪宗	男	五	五
眞言宗	男	五	五
淨土宗	男	七	七
眞宗	男	三	三
日蓮宗	男	一	一
無信教	男	三	三
計		二七	二七

第百九十二		新受刑囚人ノ罪名及宗教	
罪名	性	宗教	人数
誹謗ヲ害スル罪	男	神道	一
信用ヲ害スル罪	男	天台宗	一
健康ヲ害スル罪	男	禪宗	一
風俗ヲ害スル罪	男	眞言宗	一
官吏濫職ノ罪	男	淨土宗	一
身体ニ關スル罪	男	眞宗	一
財產ニ對スル罪	男	日蓮宗	一
刑法ニ對スル罪	男	無信教	一
陸海軍刑法	男	計	八
合			二六九

第四百九十五 放免ノ囚人

刑期	性	未滿一年	一年以上未滿二年	二年以上未滿三年	三年以上未滿五年	五年以上未滿十年	十年以上未滿二十年	二十年以上未滿三十年	三十年以上未滿四十年	四十年以上未滿五十年	五十年以上	計
三月以下	男	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	250
六月以下	男	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	350
一年以下	男	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	450
三月以下	女	5	8	12	15	20	25	30	35	40	45	200
六月以下	女	8	12	15	20	25	30	35	40	45	50	280
一年以下	女	12	15	20	25	30	35	40	45	50	55	350
計		60	75	100	120	150	175	200	225	250	275	1,350

監獄

罪名	性		計	未婚者	偶有配偶	偶無配偶	計
	男	女					
刑法違背罪	10	15	25	10	10	5	30
陸海軍刑法	5	8	13	5	5	3	13
合計	15	23	38	15	15	8	43
諸條例諸規則違犯	10	15	25	10	10	5	30
縣府縣ノ命令違犯	5	8	13	5	5	3	13
并ニ地方違犯	10	15	25	10	10	5	30
總計	25	38	63	25	25	13	63

監獄

二七二

第四百九十四 新受刑囚人ノ罪名及貧富、縁事

罪名	性		計	未婚者	偶有配偶	偶無配偶	計
	男	女					
罪名	10	15	25	10	10	5	30
評議ヲ害スル罪	5	8	13	5	5	3	13
信用ヲ害スル罪	10	15	25	10	10	5	30
健康ヲ害スル罪	5	8	13	5	5	3	13
風俗ヲ害スル罪	10	15	25	10	10	5	30
官吏職ノ罪	5	8	13	5	5	3	13
身体ニ關スル罪	10	15	25	10	10	5	30
財産ニ對スル罪	5	8	13	5	5	3	13
計	60	75	135	25	25	13	135

監獄

二七二

合計	性		計	未婚者	偶有配偶	偶無配偶	計
	男	女					
諸條例諸規則違犯	10	15	25	10	10	5	30
縣府縣ノ命令違犯	5	8	13	5	5	3	13
并ニ地方違犯	10	15	25	10	10	5	30
總計	25	38	63	25	25	13	63





監獄

二七六

監獄

二七五

第廿九十八 看守志願人員

年次	志願者		採用者		計者	不合格者
	採用	未採用	採用	未採用		
明治三十二年	3	0	3	0	3	0
同三十一年	3	0	3	0	3	0
同三十年	3	0	3	0	3	0
同二十九年	2	0	2	0	2	0
同二十八年	2	0	2	0	2	0
合計	13	0	13	0	13	0

志願者中三十一年二十九人三二人ノ不受験者アリ

合計	二十五年以前	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	三十年	三十一	三十二年
13	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1

100145